

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 15 日 (金) 第3502号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5
- 基本測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (9件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (8件) (道路維持課取扱い) 6
- 土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 10
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 10
- 道路の位置指定 (3件) (鹿児島地域振興局取扱い) 11
(南薩地域振興局取扱い) 11
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 12
- 道路の位置指定 (大隅地域振興局取扱い) 12
- 道路の位置指定の変更 (大隅地域振興局取扱い) 12

公 告

- 一般競争入札公告 (健康増進課取扱い) 13
- 落札者等の公告 (学校施設課取扱い) 15

告 示

鹿児島県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
伊敷調剤薬局脇田店	鹿児島市伊敷八丁目3番25号	平成31年 1月31日	精神通院医療
パパイヤ薬局	鹿児島市中央町36-12-1F	平成31年	精神通院医療

		1月31日	
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成31年 1月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
海江田外科	鹿児島市伊敷五丁目18番2号	平成31年 2月18日	精神通院医療
野口内科	鹿児島市武岡二丁目28番地4	平成31年 2月28日	精神通院医療
関小児科医院	薩摩川内市東開聞町8番3号	平成31年 2月28日	精神通院医療
五反田内科クリニック	鹿児島市薬師二丁目7番62号	平成31年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
千石馬場さくら薬局	鹿児島市平之町1番22号リードインアイエスヒラノ1-B	平成31年 3月1日	精神通院医療
パパイヤ薬局	鹿児島市中央町36番地12-1F	平成31年 3月1日	精神通院医療
まりも薬局	鹿児島市加治屋町16番19号	平成31年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	訪問看護ステーションデューン北薩	薩摩川内市西向田町6番32号サンビル別館3階A室	平成31年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人慈恵会土橋病院	鹿児島市西田一丁目16の1	平成31年3月1日	精神通院医療
西田橋有馬病院	鹿児島市平之町1-27	平成31年3月1日	精神通院医療
大勝病院	鹿児島市真砂本町3-95	平成31年3月1日	精神通院医療
厚地脳神経外科病院	鹿児島市東千石町4番13号	平成31年3月1日	精神通院医療
豊島病院	鹿児島市下荒田三丁目27-1	平成31年3月1日	精神通院医療
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7番1号	平成31年3月1日	精神通院医療
鴨池生協クリニック	鹿児島市鴨池新町5-8	平成31年3月1日	精神通院医療
野上病院	鹿児島市小松原1-4-1	平成31年3月1日	精神通院医療
厚地リハビリテーション病院	鹿児島市照国町13番37号	平成31年3月1日	精神通院医療
地域医療・福祉ステーションひまわり病院	鹿児島市上之園町20番28号	平成31年3月1日	精神通院医療
大坪こどもクリニック	鹿児島市田上二丁目15番11号	平成31年3月1日	精神通院医療
武井内科クリニック	鹿児島市上之園町34番地20-2F	平成31年3月1日	精神通院医療
岩尾病院	鹿児島市甲突町17番18号	平成31年3月1日	精神通院医療
河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号	平成31年3月1日	精神通院医療
増田クリニック	鹿児島市樋之口町2-24	平成31年3月1日	精神通院医療
田中脳神経外科クリニック	鹿児島市山之口町1番30号 I d e h a r a - B L D（出原ビル）3F	平成31年3月1日	精神通院医療
池田病院	鹿児島市西田一丁目4番地1	平成31年3月1日	精神通院医療
十島村立口之島へき地診療所	鹿児島郡十島村字口之島146番地	平成31年3月1日	精神通院医療
薩摩川内市上甌診療所	薩摩川内市上甌町中甌490番地1	平成31年3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
れいめい薬局中央店	鹿児島市中央町6番8号メ ディカルプラザ中央1F	平成31年 3月1日	精神通院医療
れいめい薬局慈眼寺店	鹿児島市谷山中央六丁目23- 12	平成31年 3月1日	精神通院医療
結（ゆい）調剤薬局	大島郡和泊町手々知名636番 1号	平成31年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第218号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番 号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の 規格	生 産 業 者		失効年月 日
					氏名又は名称	住 所	
鹿児島 県肥第 1329号	肉かす粉 末	肥料K	窒素全量 10.0	該当なし	株式会社三道 食品	日置市東市 来町南神之 川370番地	平成31年 2月22日
鹿児島 県肥第 1334号	肉かす粉 末	肥料K e	窒素全量 12.0	該当なし	株式会社三道 食品	日置市東市 来町南神之 川370番地	平成31年 2月22日

鹿児島県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）郡山地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで
- 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）宇都地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 3 月 18 日から同年 4 月 15 日まで

3 縦覧場所

曾於市財部支所産業振興課

鹿児島県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第四曾於南部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年3月18日から同年4月15日まで

3 縦覧場所

志布志市役所農政畜産課

大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第四畦布地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年3月18日から同年4月15日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成30年9月14日鹿児島県告示第895号で告示した基本測量の実施は，平成31年3月1日終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成30年9月14日鹿児島県告示第894号で告示した基本測量の実施は，平成31年3月1日終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町坊字長野 谷2287番地先から枕崎市春 日町276番2地先まで	前	5.6～22.0	723.4
			前	10.8～51.8	706.0
			後	5.6～22.0	723.4
			後	10.8～50.2	706.0

鹿児島県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町中山田字城 内1048番1地先から同市川 辺町中山田字中須1117番1 地先まで	前	5.4～15.9	286.9
			前	12.7～36.2	269.2
			後	13.2～36.2	269.2

鹿児島県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字北田 601番4地先から702番3地 先まで	前	10.5～26.0	260.0
			前	9.5～21.0	256.0
			後	12.6～27.6	256.0

鹿児島県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字北田601番4地先から702番3地先まで	平成31年 3月15日

鹿児島県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬末広町14番20地先から15番4地先まで	前	11.0～20.8	16.2
			後	20.8～21.0	16.2
		奄美市名瀬大字根瀬部字中金久902番1地先から大島郡大和村大字国直字内193番7地先まで	前	7.3～114.0	5,474.0
			後	7.3～120.0	5,474.0
			後	9.3～50.0	2,771.6

鹿児島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬末広町14番20地先から15番4地先まで	平成31年 3月15日

鹿児島県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	吉川川内線	薩摩川内市高城町字城内3516番1地先から3525番1地先まで	前	8.2～9.4	121.2
			後	18.5～49.5	123.3

鹿児島県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	吉川川内線	薩摩川内市高城町字城内3516番1地先から3525番1地先まで	平成31年 3月15日

鹿児島県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	崎森隼人線	霧島市隼人町内字柵木原2086番1地先から2087番3地先まで	前後	6.9~7.7 10.8~17.6	87.7 99.7

鹿児島県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	崎森隼人線	霧島市隼人町内字柵木原2086番1地先から2087番3地先まで	平成31年 3月15日

鹿児島県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	崎森隼人線	霧島市隼人町内字柵木原2086番1地先から2087番3地先まで	前後	6.9~7.7 10.8~17.6	87.7 99.7

県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字宮ノ脇 2220番 1 地先から同市末吉 町深川字柳井谷後2148番 2 地先まで	前	6.8～11.0	322.5
			後	8.5～17.7	322.5

鹿児島県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字宮ノ脇2220番 1 地先から同市末吉町深川字柳井谷後2148番 2 地先まで	平成31年 3 月 15 日

鹿児島県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	高隈内ヶ迫線	曾於郡大崎町野方字立小野迫2222番 3 地先から同町野方字福岡2266番 1 地先まで	前	5.3～14.9	365.2
			後	5.4～18.9	368.1

鹿児島県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	高隈内ヶ迫線	曾於郡大崎町野方字立小野迫2237番 2 地先から同町野方字福岡2266番 1 地先まで	平成31年 3 月 15 日

鹿児島県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊関国上西之表港線	西之表市国上字湊方崎1214番6地先から同市国上字東塩屋峯1176番1地先まで	前後	7.2~12.6 9.1~23.2	190.0 190.0

鹿児島県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊関国上西之表港線	西之表市国上字湊方崎1214番6地先から同市国上字東塩屋峯1176番1地先まで	平成31年 3月15日

鹿児島県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字小高峯4792番5地先から同町泊野字轟之元6083番1地先まで	平成31年 3月24日

鹿児島県告示第242号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、川内市権現原土地区画整理組合理事長田上操から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理事業の名称
川内市権現原土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成31年 2 月 28 日

鹿児島県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
 - (2) 名称 加世田都市下水路
- 3 事業施行期間 (変更なし)
平成23年 8 月 5 日から平成33年 3 月 31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島地域振興局告示第11号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 3 月 15 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成25年 5 月 30 日	東京都板橋区小豆 沢二丁目15番 3 - 1101号 丸目卓也	日置市東市来町湯田字諏 訪原2019番 1 及び2020番 12	63.94	6.00

南薩地域振興局告示第 4 号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 3 月 15 日

南薩地域振興局長 五田嘉博

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 3 月 23 日	南九州市知覧町東 別府20780番地 有限会社サガヤマ ハウス 代表取締役 下山裕也	南九州市川辺町平山字横 枕6480番 9 及び6480番 9 地先水路の一部	55.84	6.00

始良・伊佐地域振興局告示第10号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 3 月 15 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)

平成25年 5月31日	始良市宮島町19番 地33 株式会社リーガル ホーム 代表取締役 岩元清治	始良市加治木町反土字吉 原牟田1010番13	44.83	6.00
----------------	--	---------------------------	-------	------

大隅地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年3月15日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労支援事業所 ティンカー・ベル	垂水市終原114 番地	社会福祉法人岳 風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162番地2	松下 隆治	平成31年 3月31日	就労移行 支援

大隅地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年3月15日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年 月日	申請者の住所及び 氏名等	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成21年 8月18日	志布志市志布志町 志布志三丁目3番 5号 株式会社南九州不 動産 代表取締役 宮田清一郎	志布志市志布志町安楽字 木ノ下堀2171番1	85.99	4.87～5.04
平成27年 10月29日	鹿屋市笠之原町 7446番地2 栗本矢	肝属郡肝付町富山字街道 添1949番4	70.60	6.00
平成28年 12月8日	宮崎県串間市大字 奈留5283番地1 英保彦	志布志市志布志町安楽字 下堀2334番5	78.91	6.02
平成29年 3月29日	鹿屋市旭原町3592 番地38 有限会社一里山不 動産 代表取締役 福山敏昭	志布志市志布志町志布志 字宗妻664番4	34.89	4.20～4.24

大隅地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の

位置を変更した。

平成31年3月15日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

- 1 変更に係る道路の位置指定の告示の年月日及び番号
平成26年7月15日大隅地域振興局告示第6号
- 2 変更の内容

区分 変更事項	変 更 前	変 更 後
関係土地の地名 及び地番	志布志市志布志町志布志字牧1554 番3	志布志市志布志町志布志字牧1554 番3及び1555番2
道路の幅員	6.11メートル～7.58メートル	5.06メートル～6.20メートル 6.11メートル～7.58メートル
道路の延長	17.96メートル	49.28メートル

- 3 変更の年月日
平成27年12月24日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年3月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
指定難病受給者証発行等業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (4) 履行場所
ハートピアかごしま（2階）難病相談・支援センター入力作業室
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、資格審査の結果は、平成31年3月26日までに電話により通知する。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 鹿児島県内に本店、支店その他の営業所を有するものであること。
 - (4) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（以下「協議会」という。）からプライバシーマークを付与されているもの若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得しているもの又は個人情報の取扱いについて協議会と同等以上の第三者機関による認証等を受けているものであること。
 - (5) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を平成31年3月25日午後5時までに10の担当部局に提出し、当該業務を履行することができることを証明した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年 3 月 28 日 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 2 階） 2 - 保 - 1 会議室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課疾病対策係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(㊧) 交付期限 平成31年 3 月 22 日 午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課疾病対策係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2714
ファックス番号 099-286-5556

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年3月15日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校で使用するパソコンの賃貸借 533台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

平成31年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

178,396,020円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年12月11日